

処遇改善加算・特定処遇改善加算について

福祉・介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取組が行われきました。介護職員の更なる処遇改善を進めるべく、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月から「福祉・介護職員等特定改善加算」が創設されました。

【算定要件】

特定処遇改善加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

【処遇改善加算算定状況】

介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 算定

【職場環境等要件について】

	職場環境等要件項目	施設の取組
資質向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	実務者研修に6万円を限度に受講料を援助する。 職員が研修を受け易いよう勤務調整の配慮を行う仕組づくり。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特浴、中間浴、電動ベッドを導入し介護職員の腰痛軽減対策を行っている。
その他	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。